

土浦の自然を守る会趣意書

自然は人間をはじめとしてすべての生命の母胎であり、文明の源であります。

ところが人間は、開発を至上のものとして追求するあまり、自然の尊さを忘れ、資源を浪費し、ついには人間の生命にかけがいのない水や空気までも取りかえしのつかないほど汚染するに至りました。このため生活環境は急速に悪化し、自然の微妙な調和はいたるところで破壊されて、このままでは人類の未来は重大な危機にさらされる恐れがあります。

このような時、自然を愛し、自然と人間との調和を再び取り戻して、美しい自然を私たちの子孫に永く伝えることは国、地方公共団体、企業、個人を問わずすべての人々に課せられた大きな義務であります。

土浦市民もまた、このようなつとめをそれぞれの立場で果さなければならぬことは言うまでもありません。

かつては、市民のいこいの場であり、田畑の用水であり、無数の生物の生命を養っていた霞ヶ浦が、私たちの目の前で巨大な死の湖と化しつつある現在、土浦の市民は、他の都市の人々にも増して、より一層、真剣に努力

する必要があるでしょう。

土浦の自然を守る会は、このような考えに基づいて私たちに身ぢかな自然を守るために活動を行っております。

「土浦の自然を守る会」規約

第一章 名称および事務所

第1条 本会は、土浦の自然を守る会と称する。

第2条 事務所を土浦市桜町四ノ四ノ一九佐賀宅に置く。

(電話、21局〇三五七)

第二章 目的および活動

第3条 本会は土浦およびその周辺の自然に親しみつつ実地調査研究を行い、破壊されてゆく自然の保護育成に努力することを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するため次の活動を行う。

一、土浦周辺の自然に関する資料の収集および実地調査研究

二、一の調査資料に基づき、刊行物の作成、講習会等の方策により一般住民の土浦およびその周辺の地区の現状と未来に関する認識を深めるよう努力する。

三、必要に応じて、広く署名運動を行う。